

案件概要書

2015 年 6 月 30 日

1. 基本情報

- (1) 国名：ラオス人民民主共和国
- (2) プロジェクトサイト／対象地域名：ラオス人民民主共和国全域
- (3) 案件名：人材育成奨学計画（The Project for Human Resource Development Scholarship）
- (4) 事業の要約：本事業は、ラオスの指導者となることが期待される若手行政官などによる本邦大学院における学位取得を支援することにより、同国の開発課題の解決に寄与し、もって人的ネットワーク構築を通じた二国間関係の強化に寄与するもの。

2. 事業の背景と必要性

- (1) 当該国における中核人材育成分野の開発の現状・課題及び本事業の位置付け
ラオス人民民主共和国（以下「ラオス」という。）においては、各開発課題を取り扱う政府機関・関係省庁の職員・組織・制度・財政等の能力・体制が、取り組むべき課題に比して総じて不足しているという現状がある。したがって、いずれの援助重点分野においても、行政能力の向上と制度構築が最大の課題であり、その中核となる行政官等の育成が期待されている。
- (2) 中核人材育成分野に対する我が国の協力方針等と本事業の位置付け
ラオスでは 1999 年から「人材育成奨学計画」を開始、現在までに 300 名以上の留学生を日本で受け入れている。本事業では、2012 年 4 月に策定された我が国の「対ラオス人民民主共和国国別援助方針」（以下「国別援助方針」という。）に基づき、開発課題別に以下 5 つのサブプログラム及びコンポーネントを設定している。

	国別援助方針における 基本方針／重点分野（※）	サブプログラム	コンポーネント
1	MDGs の達成及び LDC からの脱却への支援	行政能力向上及び 制度構築	行政強化・法制度整備、財政強化
2	経済・社会インフラ整備	持続的な経済成長 のための基盤整備	社会経済開発のためのインフラ整備、投資促進に係る経済政策
3	農業の発展と森林の保全	持続可能な農業・ 農村開発と自然環境保全	農業・農村地域開発、自然環境保全
4	教育環境の整備と人材育成	教育政策の改善	教育政策
5	保健医療サービスの改善	保健政策の改善	保健政策

（※ 1 は基本方針、それ以外は重点分野）

(3) 他の援助機関の対応

オーストラリア、ニュージーランド、ベトナム、中国等、近年類似事業を実施するドナーは増加傾向にある。

(4) 本事業を実施する意義

中核人材の育成はラオスにおける継続的課題であり、「第7次国家社会経済開発計画（2011～2015年）」でも行政官を始めとする様々なレベルの人材開発が重要であることが指摘されている。本事業は我が国の協力方針に沿った案件であり、本事業による援助効果は、ラオスの取り組むべき課題における政策運営能力強化に資することが期待されることから、本事業実施を支援する必要性・妥当性は高い。

3. 事業概要

(1) 事業概要

① 事業の目的

本事業は、ラオスの指導者となることが期待される若手行政官などによる本邦大学院における学位取得を支援することにより、同国の開発課題の解決に寄与し、もって人的ネットワーク構築を通じた二国間関係の強化に寄与するもの。

② 事業内容

1) 実施内容（協力プログラムにおける位置づけを含む）

本事業は、中央政府の若手行政官等を対象に最大20名の留学生が、我が国大学院において、ラオスにおける優先開発課題の分野での学位取得を目的として留学することに対して、必要な経費を支援するもの。また、優先課題へより具体的に対応するべく4期分の計画を事前に策定し、同一大学にてより戦略的・効果的な受入れを同期間継続的に実施する。

2) コンサルティング・サービス/ソフトコンポーネントの内容

ア) 留学生の滞日に関し、来日準備、留学中のモニタリング、帰国準備等を行う。

イ) 翌年度来日留学生の募集選考支援を行う。

ウ) 留学生への奨学金支給、大学への授業料等支払を行う。

3) 調達方法

協力準備調査の実施者を公示で選定し、原則として当該調査の実施者を本事業の実施代理機関としてJICAが推薦する予定。

③ 他のJICA事業との関係

特になし。

(2) 事業実施体制

① 事業実施機関／実施体制

教育・スポーツ省 (Ministry of Education and Sports)

② 他機関との連携・役割分担：特になし。

③ 運営／維持管理体制

本事業の円滑な実施のために、ラオスにおいて運営委員会を設置する。運営

委員会は、以下のとおり、ラオス政府関係者及び日本側関係者で構成し、次年度の方針に係る協議への参加や留学生最終候補者の決定等を主に行う。

運営委員会の構成：教育・スポーツ省、計画投資省、外務省、組織人事中央委員会、内務省、在ラオス日本国大使館、JICA ラオス事務所

(3) 環境社会配慮

① カテゴリー分類 ☐A ☐B ☒C ☐FI

② カテゴリー分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

(4) 横断的事項：特になし。

(5) ジェンダー分類：分類未定。

(6) その他特記事項：特になし。

4. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

前回（2013～2016 年度対象）のラオスに対する「人材育成奨学計画」では、協力準備調査によって4年を通じて対象セクター及び募集対象機関を固定し留学生を受け入れる計画を設定し、事業を実施した。その結果、年度ごとに対象セクター及び募集対象機関を決定していた従前の事業と比べ開発課題との整合性をより明確にできた。本事業に関しても、前回同様の受入計画とし、協力準備調査に際しては、中核人材育成分野の課題を明確にし、より適切な人材を多くの候補者から選出できるよう適切な対象セクター及び募集対象機関の選定を図ることとする。

以 上